

【発行】社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 従事者共済会  
 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 1-8-11 東京YWCA会館 3階  
 TEL 03-5283-6898 FAX 03-5283-6997



「共済会システム」に登録されたメールアドレスもしくはFAXにお送りしています。  
 東社協HP (<http://www.tcsw.tvac.or.jp/>)「従事者共済会」ページからもご覧いただけます。

## ◆令和5年度の事業計画・予算が承認されました(第3回代議員会報告)

3月13日(月)の第3回代議員会において、令和5年度の事業計画・予算をご承認いただきました。

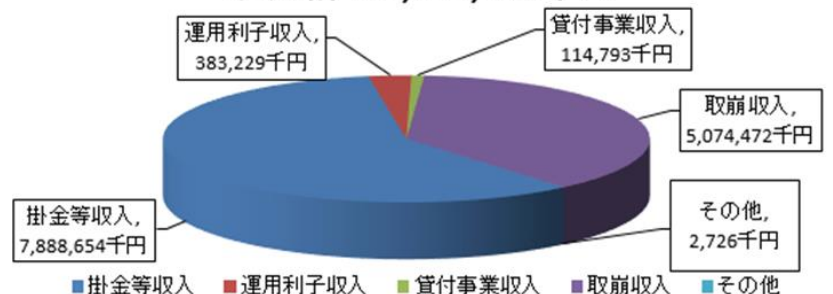
従事者共済会では、契約施設における事務利便性の向上や共済会全体の経費節減を図るため、2019年12月から「共済会システム」を運用し、2024年1月には完全電子化(届出の電子申請化・請求書等の郵送対応の廃止)を目指しています。

そのため、令和5年度は、システム未開発であった「法人間異動(転出・転入)届」を稼働させるとともに、システム活用が進んでいない法人への個別アプローチ等を行い、「共済会システム」のより一層の普及・利用促進に取り組みます。

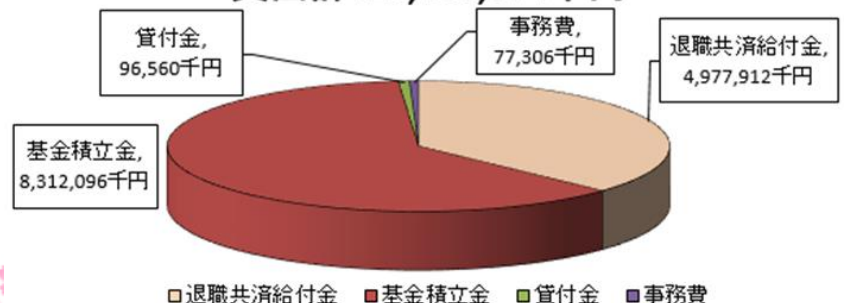
また、動画配信形式での事務説明会を開催し、届出の説明動画の作成等にもつなげていく予定です。

退職金制度として安定的な運営に努めるとともに、今後も引き続き堅実な資産運用を行っていきます。

収入計: 13,463,874千円



支出計: 13,463,874千円



項目	内容
1 契約者・加入者の管理、退職共済金の給付	共済制度にかかわる事務を適切に行い、制度を安定的に運営します。
2 貸付金事業の実施	貸付金利/普通貸付 2.0%、特例貸付 1.0%(金利は据え置き)
3 資産の運用・管理	資産運用コンサルティングを受け、安全かつ適切な運用を行います。また、資産運用委員会を四半期ごとに開催し、運用実績の確認・検証を行います。
4 制度の運営	代議員の改選を円滑に行い、代議員会(年3回)、幹事会(随時)、資産運用委員会(年4回)において、制度運営に係る重要事項の協議を行います。
5 事務利便性の向上	共済会システムの活用促進を図るため、「法人間異動届」の電子化・事務説明会の開催・事務手引きの改訂等を行います。
6 広報・加入促進活動	契約施設が増えるよう、部会の会議等を通じて働きかけます。
7 福利厚生事業の実施	レジャー施設等の提携企業との割引契約を継続します。

## ◆従事者共済会の状況について

### ●○●令和5年3月現在の加入状況●○●

【契約施設・団体数】 (単位：か所)			【加入者数】 (単位：人)			
3年度末	5年3月現在	増減	3年度末	5年3月現在	増減	
2,876	2,873	-3	加入者総数	60,755	61,034	279
			男性	19,273	19,275	2
			女性	41,482	41,759	277

### ●○●令和5年2月末現在の資産状況(時価)●○●

	令和4年3月末	令和5年2月末	資金構成割合	基本ポートフォリオ					
					乖離許容				
退職共済金運用資金(積立金)	72,316,076,203	74,021,264,176							
預貯金 ※1	5,813,554,532	9,764,377,033	17.22%	8%	—				
定期預金	3,000,000,000	3,000,000,000							
自家運用(債券)	46,797,151,758	44,797,151,758	76.14%	84.5%	79.5~89.5%				
委託運用(4社)	三井住友信託銀行	4,209,947,060				国内債			
	三菱UFJ信託銀行	3,889,742,922							
	みずほ信託銀行	3,880,072,515							
	ブラックロック・ジャパン社	国内株				1,445,971,943	2.07%	2%	1~3%
		外国債				1,730,872,118	2.28%	2.5%	1.5~3.5%
	外国株	1,548,763,355				2.13%	2%	1~3%	
貸付金	139,120,097	122,619,030	0.17%	1%	—				
退職共済金支払基金合計	72,455,196,300	74,143,883,206	100.00%	100%					

※上表では、国内債券の資産割合が基本ポートフォリオの乖離許容範囲を逸脱していますが、資産運用委員会での協議を踏まえ、3月に20年国債53億円分を購入し、中心値ヘリバランスしています。

## <事務ご担当者の方へ>

### ●「共済会システム」のセキュリティ管理について

システムログイン時に必要となるIDとパスワードは、使い回しをせずに厳重に管理してください。各IDは①管理者②担当者③閲覧の3種類の操作権限の設定をすることが可能です。業務に応じた適切な設定を行うことで、情報の流出や不正な書き換えを防ぐことができます。退職や異動などで事務担当者が交代される場合は、必ず当該のIDを削除し、新しいIDを作成してください。また、IDに登録される担当者名は、各種届出の問合わせ先として記録され、共済会からの連絡の際に利用させていただきます。

\*参照/事務の手引き別冊「共済会システム操作説明・様式(2022年発行)」P3~4

### ●加入届の取消について

「加入届」の取消は、届出締切日(毎月10日)以降は原則できません。なお、締切日前の場合は、システムのメインメニュー「届出履歴」のボタンから、該当する届出を削除することができます(電子申請の場合)。また、誤って同一人物を重複加入させた場合や、転出・転入すべき加入者であった場合は共済会までお問合せください。

「加入届」の申請にあたっては、必ず加入者ご本人に「重要事項説明書」(※共済会ホームページに掲載)をお渡しの上、ご説明いただきますようお願いいたします。